

# 佐野市政策審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 28 日

規則第 221 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐野市政策審議会条例(平成 17 年佐野市条例第 230 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 佐野市政策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

2 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、同条第 1 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「専門部会の委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第 5 条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、審議会及び専門部会の会議に委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会及び専門部会は、諮問事項に関し必要な資料を所持する者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 審議会及び専門部会の会議は、これを公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で決したときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(公印)

第7条 審議会の公印(以下「公印」という。)の公印名、ひな形番号、書体、寸法、個数及び使用範囲は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の保管及び取扱いは、政策調整課長が行う。

(平19規則30・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

2 審議事項に係る課等は、総合政策部政策調整課と共同し、審議会の庶務を行うものとする。

(平19規則30・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

(佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則の一部改正)

3 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則(平成17年佐野市規則第49号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成19年3月30日規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係) 略

別表第2(第7条関係) 略